

**認定取消に必要な書類一覧**

- ※ 「[取消用]被扶養者申告書」と共に、取消理由に応じた確認資料を提出してください。
- ※ 「事実申立書」以外の証明資料は全てコピーを送付してください
- ※ 資格喪失証明書の発行が必要な場合は、「証明書発行申請書」を添付してください。
- ※ 審査の過程において下記に示す必要書類のほかに追加資料を求めることがあります。
- ※ 年額130万円(収入が月単位で判別できる場合は月額108,334円)以上の収入がある場合は取消が必要です。(障害年金受給者又は60歳以上の公的年金受給者は180万円(同月額150,000円)以上)
- ※ 配偶者(20歳以上60歳未満)の取消を申告する場合は、「国民年金第3号被保険者非該当届」を提出してください。ただし、任意継続組合員の場合を除きます。

取消理由	取消日	確認事項	確認書類
<b>就職</b> ※通勤費を含む雇用条件が、月額108,334円以上となるパート・アルバイト(研修、見習い及び試用期間)等を含みます。	就職した日	就職日	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の①～④のいずれかの書類</li> <li>①辞令</li> <li>②雇用契約書(就職日が記入されているもの)</li> <li>③雇用条件通知書(就職日が記入されているもの)</li> <li>④健康保険証(資格取得日が採用日となっているもの)</li> </ul>
<b>他の社会保険に加入</b>	他の社会保険に加入した日	他の社会保険の資格取得日	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の①～②のいずれかの書類</li> <li>①健康保険証</li> <li>②被保険者記録照会回答票</li> </ul> ※退職等により、加入した社会保険の資格を喪失している場合は、年金事務所にて「被保険者記録照会回答票」を取得の上、提出してください。
<b>収入増加</b> (1) 賃金や勤務日数など雇用条件の変更があったとき ア 就業先から交付された「雇用条件変更通知書」に右記確認事項が網羅されている場合 イ 様式「給与等証明書[取消用]」に証明を受ける場合 ウ 止むを得ない事情により、上記ア又はイの書類が提出できない場合	※年金(個人年金を含む)収入がある場合は下記書類と併せて年金額のわかる書類を提出してください。		
	雇用条件が変更された日	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用条件変更日</li> <li>雇用条件変更前後の収入</li> <li>雇用条件変更前後の雇用単価(時給、日給、月給の別)</li> <li>雇用条件変更前後の雇用時間数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用条件変更通知書</li> </ul> ※雇用条件変更以前から、連続する3か月の平均額が108,334円以上となった月がある場合は、次項(2)(3)の※印を参照してください。
	給与が増額となった日	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与の増加した時期</li> <li>給与支給額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>様式「給与等証明書[取消用]」</li> </ul> ※勤務先で左記確認事項の全てについて証明を受けてください。                     ※雇用条件変更以前から、連続する3か月の平均額が108,334円以上となった月がある場合は、次項(2)(3)の※印を参照してください。
(2) 繁忙等により実情として勤務時間数が増加したことによる給与の増額			<ul style="list-style-type: none"> <li>次の①～②のいずれかの書類</li> <li>①給与証明書(左記確認事項について勤務先が証明したもの)</li> <li>②給与明細書(総支給額が確認できるもの)</li> </ul> ※雇用条件変更以前から、連続する3か月の平均額が108,334円以上となった月がある場合は、次項(2)(3)の※印を参照してください。
(3) 歩合制の給与のため結果的に給与が増えた		<ul style="list-style-type: none"> <li>月々の給与額</li> <li>給与支給日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>様式「給与等証明書[取消用]」</li> </ul> ※いずれも、連続する3か月の平均額が最初に108,334円以上となった月に属する年のすべての月(1月～12月)の給与支給額(通勤費・賞与含む。)について証明を受けてください。
(4) 自営業で、月々の収入(報酬)が明らかな職種に従事しており、月々の収入が増加した 【例】 販売業、不動産賃貸業、文筆業など	契約を締結することにより収入限度額以上となる見込まれるに至った日	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約を結んだ日</li> <li>契約金額</li> <li>契約期間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の①～②の書類すべて</li> <li>①契約書(又は覚書など)</li> <li>②報酬支払明細書等(月別の収入が確認できる資料)</li> </ul>
(5) 収入の時期が一定でない職種(農業、漁業、飲食業等)に従事して、前年の収入が収入限度額以上となったとき	確定申告を行った日 ※確定申告を行った日が不明、確定申告締切後に確定申告を行った場合は確定申告の受付初日	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年の収入</li> <li>収入を得るための経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>確定申告書及び収支内訳書</li> </ul> ※収入限度額以上の収入となった年と、その前年分の収入の書類が必要。                     ※確定申告書などの総収入から、日本郵政共済組合で定める必要経費を差し引いた収入額で判断します。                     ※日本郵政共済組合で定める必要経費は税法上とは異なります。
(6) 株の運用により収入が増加した ア 確定申告をしている場合	確定申告を行った日 ※確定申告を行った日が不明、確定申告締切後に確定申告を行った場合は確定申告の受付初日	<ul style="list-style-type: none"> <li>売却額(損失を控除しない額)</li> <li>売却の状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>確定申告書一式(収支内訳書、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書、確定申告書付表を含む)</li> </ul> ※収入限度額以上の収入となった年と、その前年分の収入の書類が必要。                     ※相続した株等の処分など譲渡収入が一回限りの場合は一時金とみなし収入に含みませんが、常態的に売買している場合は収入とみなします。                     なお、株等の取得経費は必要経費として認められません。
イ 確定申告をしていない場合	売却額の総額が収入限度額を超えた日	<ul style="list-style-type: none"> <li>口座開設日</li> <li>売却額(損失を控除しない額)</li> <li>売却の状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定口座年間取引報告書</li> </ul> ※収入限度額以上の収入となった年と、その前年分の収入の書類が必要。                     ※相続した株等の処分など譲渡収入が一回限りの場合は一時金とみなし収入に含みませんが、常態的に売買している場合は収入とみなします。                     なお、株等の取得経費は必要経費として認められません。
<b>開業</b> (1) 開業と同時に限度額以上の収入が見込まれる場合 (2) 開業届提出日以降期間を置いて収入が発生した場合 (3) 開業後、収入に変動がある場合	開業した日	開業した日	<ul style="list-style-type: none"> <li>開業届</li> </ul>
	開店(開設)した日	<ul style="list-style-type: none"> <li>開店(開設)した日</li> <li>収入額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開店日が明記された広告(チラシ)、契約書等</li> </ul>
	確定申告を行った日 ※確定申告を行った日が不明、確定申告締切後に確定申告を行った場合は確定申告の受付初日	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年の収入</li> <li>収入を得るための経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直近の確定申告書及び収支内訳書</li> </ul> ※月々の収入(報酬)が明らかな業種の場合、確定申告日ではなく、3か月の収入の平均が108,334円以上の状態が引き続くこととなった月で取り消しになることがあります。                     ※確定申告書などの総収入から、日本郵政共済組合で定める必要経費を差し引いた収入額で判断します。                     ※日本郵政共済組合で定める必要経費は税法上とは異なります。
<b>公的年金(老齢・障害・遺族・企業年金)</b> (1) 受給開始による収入増加 (2) 増額改定による収入増加	※給与や事業等、年金以外の収入がある場合はすべての収入の証明をご提出ください。		
	年金証書又は通知書の発行日 (全収入の合計が被扶養者の収入限度額以上となること判った日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金額</li> <li>受給開始日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の①～③のいずれかの書類</li> <li>①年金決定通知書</li> <li>②年金証書及び初回年金額の振込通知書</li> <li>※年金受給開始日及び受給金額を確認するために必要です。</li> <li>③年金額歴史回答票</li> <li>※年金事務所にて取得してください。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>改定日</li> <li>改定前後の年金額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の①～②のいずれかの書類</li> <li>①年金額改定通知書及び年金証書</li> <li>※改定前及び改定後の両方とも提出が必要です。</li> <li>②年金額歴史回答票</li> <li>※年金事務所にて取得してください。</li> </ul>
<b>個人年金等</b> (公的年金以外の年金保険金の受給開始)	年金証書又は通知書の発行日	<ul style="list-style-type: none"> <li>受給開始日</li> <li>年金保険金の支給額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の①～②のいずれかの書類</li> <li>①年金保険証書</li> <li>②初回支給分の振込通知書</li> </ul> ※保険の種類に関係なく、保険金を「一時金」ではなく「年金払い(一定期間継続して支給される形式)」で受け取る場合は上記いずれかの書類を添付してください。                     ※個人年金以外の収入がある場合はすべての収入の証明が必要です。
<b>雇用保険受給開始</b>	雇用保険受給開始日(基本手当日額が3,612円未満は除く)	雇用保険受給開始日	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用保険受給資格者証(全てのページ)</li> <li>※第1面に基本手当日額、第3面に受給開始日が明記されていること。</li> </ul>

認定取消に必要な書類一覧

<b>扶養替</b>			
(1) 夫婦の収入が逆転したことによる扶養替	組合員と共同扶養者の収入が逆転したことを確認した日	組合員及び共同扶養者の収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の①～②の書類すべて</li> <li>①組合員及び共同扶養者の収入を証明する資料 (直近の給与明細等)</li> <li>②扶養替する日付を記載した様式「事実申立書【認定取消】」</li> </ul>
(2) 離婚による扶養替 ア 同居の場合	離婚した日の翌日	離婚日	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の①～②のいずれかの書類</li> <li>①離婚届受理証明書</li> <li>②離婚の事実及び離婚日が記載された戸籍 (除籍) 謄本</li> </ul>
イ 別居の場合 ① 離婚前に別居し、別居後に組合員から被扶養者へ被扶養者の収入額以上を送金していない場合	別居した日の翌日	別居日	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の①又は②及び③又は④の書類</li> <li>①離婚届受理証明書</li> <li>②離婚の事実及び離婚日を記載した戸籍 (除籍) 謄本</li> <li>③住民票 (取消対象者の転入日が分かるもの) ※マイナンバー (個人番号) の記載がないものを提出してください。</li> <li>④住民票除票 (別居した日が分かるもの)</li> </ul>
② 離婚前に別居し、別居後に組合員から被扶養者へ被扶養者の収入額以上を送金し、被扶養者との生計維持関係が認められる場合	離婚した日の翌日又は送金を停止した日	<ul style="list-style-type: none"> <li>離婚日</li> <li>離婚した日以前からの別居の状況</li> <li>被扶養者の生計維持状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の①又は②及び③又は④並びに⑤及び⑥の書類</li> <li>①離婚届受理証明書</li> <li>②離婚の事実及び離婚日を記載した戸籍 (除籍) 謄本</li> <li>③住民票 (取消対象者の転入日が分かるもの) ※マイナンバー (個人番号) の記載がないものを提出してください。</li> <li>④住民票除票 (別居した日が分かるもの)</li> <li>⑤生計維持状況を記載した様式「事実申立書【認定取消】」</li> <li>⑥別居した日以降の送金の事実がわかる通帳等 (現金の手渡し及び口座からの引き出し等による生計維持は認められません)</li> </ul>
<b>離婚</b>	離婚した日の翌日	離婚日	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の①～②のいずれかの書類</li> <li>①離婚届受理証明書</li> <li>②離婚の事実及び離婚日を記載した戸籍 (除籍) 謄本 ※調停の場合は、調停調書の写しも添付してください。</li> </ul>
<b>養子縁組の解消</b>	養子縁組を解消した日の翌日	<ul style="list-style-type: none"> <li>養子縁組を解消した事実</li> <li>養子縁組を解消した日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>養子縁組を解消した事実及び解消日が記載されている戸籍謄本又は除籍謄本</li> </ul>
<b>別居</b>	別居した日の翌日	別居日	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の①～②のいずれかの書類</li> <li>①住民票 (取消対象者の転入日が分かるもの) ※マイナンバー (個人番号) の記載がないものを提出してください。</li> <li>②住民票除票 (別居した日が分かるもの)</li> </ul>
<b>国内居住要件非該当</b>			
(1) 日本国籍を有しており、住民票が日本にない場合			<ul style="list-style-type: none"> <li>住民票除票 (国外へ転出した日が分かるもの)</li> <li>次の①～②のいずれかの書類</li> <li>①就労ビザ ※翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。</li> <li>②就労を目的として渡航していることを記載した様式「事実申立書【認定取消】」 ※ビザが発行されない国に渡航している場合に提出してください。</li> </ul>
(2) 日本国籍を有しており、住民票が日本にある場合	国外へ転出した日の翌日	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本国内に居住していない事実</li> <li>就労を目的として渡航している事実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>渡航の事実が確認できる書類 (パスポート、出入国記録等)</li> <li>次の①～②のいずれかの書類</li> <li>①就労ビザ ※翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。</li> <li>②就労を目的として渡航していることを記載した様式「事実申立書【認定取消】」 ※ビザが発行されない国に渡航している場合に提出してください。</li> </ul>
(3) 日本国籍を有しておらず、日本の住民票がなくなった場合		日本国内に居住しなくなった事実	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民票除票 (国外へ転出した日が分かるもの)</li> </ul>
<b>自立</b>			
(1) 同居の場合		前年及び届出日の直近までの収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の①～②の書類すべて</li> <li>①所得証明書及び様式「給与等証明書【取消用】」 (取り消す被扶養者の収入が確認できるもの)</li> <li>②扶養関係を解消する事由・日付を記載した様式「事実申立書【認定取消】」</li> </ul>
(2) 別居の場合 (送金の停止による取消)	生計維持関係が解消された日	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年及び届出日の直近までの収入</li> <li>別居日から送金停止までの送金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の①又は②及び③～⑤の書類すべて</li> <li>①住民票 (取消対象者の転入日が分かるもの) ※マイナンバー (個人番号) の記載がないものを提出してください。</li> <li>②住民票除票 (別居した日が分かるもの)</li> <li>③所得証明書及び様式「給与等証明書【取消用】」 (取り消す被扶養者の収入が確認できるもの)</li> <li>④扶養関係を解消する事由・日付を記載した様式「事実申立書【認定取消】」</li> <li>⑤別居した日からの送金の事実がわかる通帳等 (現金の手渡し及び口座からの引き出し等による生計維持は認められません)</li> </ul>
(3) 留学のため海外へ移転し、生計維持がない場合	生計維持関係が解消された日	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年及び届出日の直近までの収入</li> <li>別居日から送金停止までの送金</li> <li>留学と同時に生計維持関係が解消された場合は留学した日のわかる書類 (和訳したもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の①～③の書類すべて</li> <li>①所得証明書及び様式「給与等証明書【取消用】」 (取り消す被扶養者の収入が確認できるもの)</li> <li>②扶養関係を解消する事由・日付を記載した様式「事実申立書【認定取消】」</li> <li>③別居した日からの送金の事実がわかる通帳等 (現金の手渡し及び口座からの引き出し等による生計維持は認められません)</li> </ul>
<b>結婚</b>	被扶養者が結婚した日	婚姻日	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の①～②のいずれかの書類</li> <li>①婚姻届受理証明書</li> <li>②婚姻の事実及び婚姻日が記載された戸籍 (除籍) 謄本</li> </ul>
<b>後期高齢者医療制度加入</b>	後期高齢者医療制度への加入日	<ul style="list-style-type: none"> <li>同居、別居の別</li> <li>別居の場合は被扶養者の現住所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>後期高齢者医療受給者証 ※満75歳の場合は資料の添付は不要です。</li> </ul>
<b>死亡</b>	死亡した日の翌日	死亡日	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の①～④のいずれかの書類</li> <li>①死亡診断書</li> <li>②死体検案書</li> <li>③埋火葬許可証</li> <li>④死亡日が記載された戸籍 (除籍) 謄本</li> </ul>
<b>大学院の研究奨励金の受給</b>	受給開始日	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学院の研究員への採用日</li> <li>研究奨励金の受給開始日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の①～②の書類すべて</li> <li>①採用通知書</li> <li>②研究奨励金の支給日が分かる資料</li> </ul>
<b>司法修習生に採用</b>	修習専念資金の受給開始日	<ul style="list-style-type: none"> <li>司法修習生への任用日</li> <li>修習専念資金の交付日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の①～②の書類すべて</li> <li>①辞令</li> <li>②修習専念資金の交付日が分かる資料</li> </ul>
<b>遺産相続により恒常的に収入が発生する場合 (不動産収入の発生等)</b>			
(1) 遺産分割協議書が作成された後に振込を受けたとき	遺産分割協議書の作成日	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺産分割協議書の作成日</li> <li>収入額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の①～②のいずれかの書類</li> <li>①遺産分割協議書</li> <li>②収入額の明細が分かる資料 (不動産の変更契約書等)</li> </ul>
(2) 遺産分割協議書作成前に振込を受けたとき (又は協議が行われなかったとき)	振込を受けた日	<ul style="list-style-type: none"> <li>振込日</li> <li>収入額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>振込日及び収入額の分かる通知書 (振込通知書、通帳の写し等)</li> </ul>
(3) 不動産等の名義変更が行われた後に振込を受けた時	名義変更の届出日	<ul style="list-style-type: none"> <li>名義変更日</li> <li>収入額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>名義変更届の写し及び収入額の明細</li> </ul>